

御殿場市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和について
(令和3年4月1日契約分から)

御殿場市建設工事約款第11条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務を、以下に定める要件に合致した場合、当該義務を緩和する。

1 緩和内容

発注者が特に認めた工事を2件まで兼任できることとする。

(当該工事のほかに1件の兼任が可能)

付帯工事は件数に含めず、今まで通りの取り扱いとする。

2 対象工事の要件

(1) 発注者

御殿場市発注の工事に限る。

(2) 請負金額

2件の当初請負額合計(税込)が3500万円未満(建築一式工事の場合は7000万円未満)の工事とする。

・【区分1】3500万円未満:土木一式工事、舗装工事、管工事、電気工事

・【区分2】7000万円未満:建築一式工事

(3) 工種

上記の同一区分の工事に限る。

(例)土木一式工事と舗装工事の兼任⇒可能、土木一式工事と建築一式工事の兼任⇒不可

(4) 地理的要件

御殿場市内

3 業務の手続き等について

各々の工事の総括監督員と調整のうえ、「現場代理人兼任申請書」を工事2担当課へ1部提出する。

4 常駐緩和を認めない場合

(1) 過去2カ年度及び本年度に御殿場市工事執行規則等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けたことがある場合。

(2) 過去2カ年度及び本年度に完成した当市発注工事において、工事成績評定6.5点未満の工事がある場合。

(3) 低入札の場合。

(4) 工事担当課が承認しない場合。

5 その他

(1) 現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐しなければならない。

(2) 現場代理人は、1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたらなければならない。

(3) 現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

(4) 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図らなければならない。

(5) 虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、工事成績評定に反映させ、契約解除や入札参加停止等の措置をとることがある。

(6) 現場代理人が他の工事の技術者等を兼ねる場合も、同様の手続きを行うこと。

現場代理人兼任申請書

年 月 日

発注者 御殿場市長 様

受注者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者名又は氏名

印

御殿場市発注の下記の工事に係る現場代理人を兼任したいので、承認願います。

なお、両工事の施工に当たっては、関連法令を順守し、安全管理及び工程管理に留意するとともに、現場代理人と発注者との確実な連絡体制を確約します。

記

現場代理人氏名		連絡先(携帯電話)		
工事1 (先行工事)	工事名	年度 第 号		
	工事箇所	御殿場市 地内		
	請負金額(税込)	¥	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	工事担当課		担当監督員 氏名	
工事2 (兼任先新規工事)	工事名	年度 第 号		
	工事箇所	御殿場市 地内		
	請負金額(税込)	¥	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	工事担当課		担当監督員 氏名	

上記工事1・工事2における現場代理人を兼任することについて承認します。

年 月 日 工事1
総括監督員 課 印

年 月 日 工事2
総括監督員 課 印

年 月 日 管財課確認 印

年 月 日 上水道課・下水道課確認 印